

第2回府中市立公園指定管理者制度導入効果検証委員会 議事録

1 開催年月日 令和7年3月21日（金） 午前10時00分 開会
午後12時04分 閉会

2 出席者及び欠席者

(1) 委 員 鹿 嶋 晶 子
北 谷 豪
小 林 渡
成 川 綾
藤 間 利 明
町 田 誠
吉 川 正 人
(五十音順)

(2) 欠 席 委 員 なし

(3) 事 務 局 公園緑地課長 山 田 誠
公園緑地課 課長補佐 江内田 直 樹
公園緑地課 緑化推進係 係長 下 田 博 昭
公園緑地課 緑化推進係 主任 峰 啓 太

(4) 参 考 人 指定管理者 キャピタル・かたばみ共同企業体

3 傍聴者 なし

4 会議内容

(1) 議事

事務局より資料13に基づき説明

ア 複数公園及び複数工種の包括管理の検証について

(委 員) 3ページの表の指定管理の直営というのは、指定管理業者の直営ということか。

(事務局) はい。

(委 員) そうすると市の職員が現場へ出て作業することはないということでしょうか。

(事務局) 現場で作業することはない。

(委 員) 指定管理の再委託が5件あるが、5本の契約行為で行っているのか、それとも作業の都度委託を発注しているのか。

(指定管理者) 5本で契約しており、市に再委託の承諾書を提出している。

(委員) 資料6について、苦情が市に入ったものか指定管理者に入ったものなのか分かるか。

(事務局) 表の「住居市区」の欄に「市役所」という記載があるものが、市が受けて指定管理者に連絡が行っているもので、それ以外は指定管理者が直接受けたものである。

イ 性能規定の円滑な運用・適用性、モニタリングの必要性について

(委員) 性能規定で大事なことは、一点目として、要求水準書には最低限やらなければならないことは書く必要がある。二点目として、公園ごとにメリハリを付けることが大事だと思う。三点目として、6ページの四角枠にあるように、具体的に記載することは必要であるが、記載方法で、例えば②を行うことで①の負担が減るといった①と②の関連性を記述した方が良い。また、7ページの囲みに樹木管理とあるが、草刈り除草の記述をどうするのか。さらに、文章のなかに「美観を保つ」という赤文字の表現があるが、現在の要求水準書の表記なのか、今後見直していくものなのか。

(事務局) 7ページの「美観を保つ」という表現は現在の記述である。この表現は主観によって変わるので、現在、市の委託で行っている樹木管理については参考資料⑫にあるように仕様書とは別で詳細なルールを決めて行っているので、これを今後の指定管理の要求水準書に反映していくかどうか課題として捉えている。

(委員) 樹木や植栽の管理は大事なことで、都市の公園については安全面にも配慮する必要がある。そういうことを考えると要求水準書には具体的な記述にせず、現場の状況により臨機応変に対応できるような記載がいいと思う。ヤゴや胴ぶきについては、木が弱っているということで除去することが最優先ではなくて監視を強めることが大事である。草刈りについても作業報告書を見るとかなり刈っているが、これだと土も耕された状態になり次々と生えてきてしまうので、5センチメートルの高さで繰り返し刈りこむと背が高くない雑草地となる。このように現場の業者のスキルを活かせることが指定管理者制度のメリットだと思う。

(事務局) 樹木管理については、令和7年度に樹木管理ガイドラインを作成する予定で、出来たら指定管理者にも共有していきたい。

(委 員) 木が弱っていることについては、木の切り方によっても変わってくるので、剪定方法などについても考慮する必要がある。

(委 員) 参考資料⑫の仕様については、68公園ごとに決められているのか。

(事務局) こちらは、市が委託する約300公園の仕様について定めたもので、実際に、業者と公園に行って現地で打合せを行い、どの程度まで管理するか決めているものである。

(委 員) ここまで詳しく書いているのであれば、公園ごとに、樹木等がどこにあって、どこまで剪定するなど管理方法を決めてあれば、指定管理を長く行っていくにあたって、毎年の説明が不要になり、確認する必要もなくなるので共有していったほうがいい。

(委 員) 委託の発注に当たって、各公園の図面が付いているのか。

(事務局) 図面は付いていない。各公園の条件は、担当者が引き継いで行っている。

(委 員) 市のモニタリングは労力がかかっているか。

(事務局) 毎月の打合せ等により業務内容を把握しているので、それほど手間はかかっていない。

(委 員) 性能発注になればなるほど、公園利用者にモニタリングしてもらうことが可能かどうか検討しなくてはいけないのではないかと考える。

性能発注にするか数量発注にするかは、お金の問題になってしまうので、物価スライドに対応できるか考えなくてはならない。

ウ 民間による苦情・相談対応の現実性、行政の負担減の度合いについて

(委 員) 今後拡大するに当たっては、窓口を一本化するのは必須だと考える。現在、道路課で行なっている道路包括管理については、窓口が一本化している。

(委 員) 公園の看板にQRコードを貼って、要望をできるシステムがあれば一本化できると思う。

(委 員) 写真等が送れるシステムだとさらに良くなる。

(指定管理者) 現在、公園内に電話番号とQRコードを掲示していて、写真も送れるシステムがあるが、感覚的に高齢者の方は電話で連絡してくる傾向にある。

エ 使用許可など行政で担ってきた管理業務の代行の実現性について

(委 員) ウにもつながると思うが、現在市のホームページから使用申

請をする場合、市にしか申請できないシステムになっているので、府中公園を使いたい場合どこにしていかが困るので直してもらいたい。使用許可の申請は指定管理と共有しているのか。

(事務局) 使用申請のシステムは、個人情報の取り扱いの課題があるので、システムは使用せず、使用申請のリストをメールで共有している。

(委員) 公園を使用する団体は、同じ団体が繰り返して使用していると思うので、その団体にお知らせはしているのか。

(事務局) 行っていない。

(委員) 条例は「できる」規定なのか

(事務局) できる規定となっている。

(委員) 公園使用団体に、更新の際に、指定管理で行うよう案内をしたほうがよい。

(委員) 使用許可の代行にあたっては、どういうときに許可していいのか指定管理者の理解が必要である。令和10年に指定管理を広げる時までには、許可要件や相談要件などのチェックリストを作っておくと良い。また、警察などの他の行政機関に情報の共有をしておいた方が良い。

(委員) 市が許可するときに基準等は決めてあるのか。

(事務局) 条例で禁止行為を決めていて、それ以外のものを許可している。

(委員) 許可行為に当たっては、行政手続法で必ず審査基準を作成する必要がある。許可、不許可に対して不服審査もあるので、指定管理者に許可権限を与えるときは、そのあたりを指定管理者に十分熟知してもらわないといけない。

(委員) 将来4ブロックになって、それぞれ指定管理者が異なる場合に、市に苦情等が来た時にどのように振り分けていくのか。今のうちに仕組みづくりを考えていかないといけない。

オ 収益施設設置やイベント等へのニーズ把握について

(委員) 自主事業がやりにくい一つとして期間が5年ということがある。東京都は、期間を定めていないが、中間評価をして延長できる制度で、小金井市では、5年であるが1回だけ延長することができる。5年が適当であるが、今後の募集に当たっては、期間についてよく考えて、契約した方がよい。

(委員) 期間については、条例で5年と定めているところもあるが、あまり定めない方がいいと思う。

(委 員) 小金井市では、市内の全公園を1社で約7億円という規模で行っている。あとで申し上げるが、府中市では、3ブロックが良いと考える。

カ 事業規模の適正性について

(委 員) ブロックを分けても、事業者の体力がどんどん無くなっていくので、指定管理を取れるか取れないか不安定な状況になってくると思う。そのあたりも考えてブロック分けを考えていく必要がある。

(委 員) 指定管理者に伺うが、現在試行的にブロックの半分で行っているが、金額を倍にして1ブロック分やっつけていけるか。

(指定管理者) 予算がしっかりつけばできないことはない。ただし、性能規定を細かくしてしまうと危険性があるので、むしろ最低限の水準は設けるものの、指定管理の選定の方で見抜くプロセスをしっかりした方が良いと考える。業者によっては、意識が高くない業者もいて、金額があっても水準を満たせない場合もあり得るし、逆に意識が高い業者であれば、もっと良い管理ができると思う。

(委 員) ブロック分けに際しては、単に地域で分けるのではなく、公園の種別を考慮する必要がある。例えば自然保全公園は、樹木の管理方法が他の公園とは異なり、同じエリア内に管理の異なる公園があると業者も大変であるし、対応できる業者も限られてくるので、横展開していくに当たってはその辺りも考えた方が良い。

(委 員) 中規模公園などソフトウェアがしっかりしている公園を集めるという選択肢はあるが、エリアが広がることによる業者の負担を考えなくてはならない。

(委 員) 特に崖線などの斜面地の樹林などの管理は、街区公園などを管理している業者では木を切ることができないのではないかと考える。

(委 員) 市内のはけ上とはけ下で状況が全然異なると思う。第3ブロックは南北に長いので結構無理があるように感じる。ブロックによっては募集が集まらない可能性があるのではないかと。

(委 員) 現在、道路課の包括管理が3ブロックで行っているので、同じグループにして連絡先も同じというのが良いと思う。また、ブロック単位で非常時などの応援体制について協定を結んでおくといい。ブロックは2つ以上であまり多くない数がいいと思う。

(委 員) 施設全体を束ねて包括的に管理していくということは、今の社会情勢をみていると最終的には考えていかななくてはならないと思う。

キ 地域協働の実現性について

(委 員) 地域協働は、指定管理制度ならではの事業なのでいいことだとは思いますが、参加される団体の基準は市としてあるのか。

(事務局) 指定管理者から、こういう事業を行うという説明を受けて協議しているので何でもいいという訳ではない。

(委 員) 現在のプレーパークに参加している団体は公募ではないと思うが、参加基準が明確にされていると今後、次の指定管理者が自主事業を行う際にやりやすいのかなと思う。

(委 員) 大事なのは、募集に当たって、開かれているかどうか。的確な団体なのかどうかということを定めておく必要がある。

(指定管理者) 現在の参加している団体は、初年度に模索的にボランティアで行っていた団体である。2年目以降は、認知もされてブースも増えてきているので、府中市の団体にも声掛けをさせてもらっている。

今後の在り方について

(委 員) 公園の指定管理者制度は、自主事業で盛り上げていこうというのが趣旨になるので、指定管理者が2期目も続けて行う可能性があることを契約に盛り込んでいくことが大事だと考える。期間を10年にして中間検査を行い、良ければ次の5年もOKとする方式や小金井市のように5年にしておいて、問題なければ5年延長する方式などいろいろあると思うが契約上工夫する必要がある。もう1回募集をかけると労力も期間もかかるため市の職員の手間もかからず、かつ公平な契約が行えるように考えた方が良い。

(委 員) 公募をかけたりすると、市職員だけでなく周りも負担をかけることになるので、それを5年ごとにやるのか更新していくのか大事なところである。また、金額的な問題がある。今現在は、毎年同じ金額で行っているのか。

(事務局) 同じ金額である。

(委 員) 物価スライドとかも入れていかないといけないので、期間と価格を考えていかなければいけない。

(委 員) せっかく今試行的に指定管理制度行っているので、今の指定管理者の意見を聴いて決めていくことが良いと考える。

- (委 員) 経費の中で植栽関係の費用が全体のバッファになっていることが一般的に多いが、なるべくそういうことがないようにしていかないといけない。また、ブロックごとに単価が同じで良いのか検討が必要である。市が行っている単価契約の場合と指定管理の経費率は同じか。
- (事務局) 樹木の金額を算出する際に、単価契約の実績をベースに算出しているので、単価契約の経費率と同じである。今後に対しても適正な価格であるか検討が必要である。
- (委 員) 前回の委員会で、シルバー人材センターの単価について話があったが、指定管理制度は市が行っていたものを指定管理者が行うものであるから、単価についても市の単価で行うことができないのか検討する必要がある。
- (委 員) そもそも市の単価が安いことが問題であると思うが、運営上のことであるのでそこを議論するのではなく、心配なのは、指定管理者が途中で辞めてしまって市に戻ってきたときに、その単価ではできないと言われたときに公園が管理できない状況に陥ることが大変なので、金額については考慮していかないと厳しい時代になるし、人件費なども毎年上がっている所以でそれに対応していかないといけない。また、2期前提で示してあげると業者にとっても良いのではないかと考える。
- (委 員) 市の持っているリソースで解決できるものがあるのであれば、それを使う手立てをしてコストを下げていくことも重要であるとする。
- (委 員) ブロック分けについては、本日の意見を踏まえ、どう進めるのが良いか方向性を示したほうが良い。
- (委 員) 実際に3ブロックにしたときに、公園のカテゴリーだとか性格がどのくらい分散してしまうのか検証する必要がある。
- (事務局) 市としても、現在自然保護を行っている公園は、一つの指定管理といっても他の公園と全然違う管理手法になると思うし、交通遊園にあるゴーカートについても種別が異なるので、こういったブロック分けにするかうまく考えていく必要がある。
- (委 員) 維持管理費の削減について、人件費も物価も上がっていく時代だから費用を削減していく考えは時代遅れだと感じる。5%削減しているから良いとかではなく、高くなったとしてもいい公園になることは市民としては税金をかける意味もあるので、指定管理者イコール費用の削減という考えは置い

て頂いた方が良くと思う。

(委 員) 指定管理の単価も底をついている感じである。これより安くすると受ける人がいなくなってしまう可能性がある時代になってきている。価格を上回る性能が発揮されている状況を目指す必要がある。お金も潤沢にある訳ではないので、できるだけ金額を抑えて発注するようなブロックにしる期間にしる検討していかないといけない。

(2) その他

次回日程は、令和7年6月頃を予定。